

令和5年第4回定例会
新冠町議会会議録
第2日（令和5年12月15日）

◎議事日程（第2日）

開議宣告

議事日程の報告

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 一般質問 |
| 第 3 議案第62号 | 令和5年度新冠町一般会計補正予算 |
| 第 4 議案第63号 | 令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算 |
| 第 5 議案第64号 | 令和5年度新冠町下水道事業特別会計補正予算 |
| 第 6 議案第65号 | 令和5年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算 |
| 第 7 議案第66号 | 令和5年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算 |
| 第 8 議案第67号 | 令和5年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 |
| 第 9 議案第68号 | 令和5年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 |
| 第10 発委第 4号 | 新冠町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について |
| 第11 会議案第16号 | 閉会中の継続調査について（総務産業・社会文教・議会広報常任委員会） |
| 第12 会議案第17号 | 閉会中の継続調査について（議会運営委員会） |
| 第13 会議案第18号 | 閉会中の継続調査について（新冠町立国民健康保険診療所改築調査特別委員会） |

追加日程

- | | |
|------------|------------------|
| 第 1 議案第69号 | 令和5年度新冠町一般会計補正予算 |
|------------|------------------|

閉議宣告

閉会宣言

◎出席議員（11名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 竹 中 進 一 君 | 2番 酒 井 益 幸 君 |
| 3番 中 山 千鶴子 君 | 4番 村 田 貞 光 君 |
| 5番 但 野 裕 之 君 | 6番 秋 山 三津男 君 |
| 7番 武 藤 勝 罔 君 | 8番 中 川 信 幸 君 |
| 9番 長 浜 謙太郎 君 | 10番 武 田 修 一 君 |
| 11番 氏 家 良 美 君 | |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町	長	鳴	海	修	司	君
副	町	山	本	政	嗣	君
教	育	奥	村	尚	久	君
総	務	佐	藤	正	秀	君
企	画	佐	渡	健	能	君
町	民	谷	藤		聡	君
保	健	島	田	和	義	君
産	業	鷹	嘴		寧	君
建	設	関	口	英	一	君
建	設	寺	西		訓	君
農	業	山	谷		貴	君
会	計	今	村		力	君
診	療	杉	山	結	城	君
特	別	竹	内		修	君
町	有	湊		昌	行	君
管	理	新	宮	信	幸	君
社	会	工	藤		匡	君
総	務	小	林	和	彦	君
企	画	下	川	広	司	君
保	健	八	木	真	樹	君
税	務	小	久	保	卓	君
産	業	曾	我	和	久	君
建	設	磯	野	貴	弘	君
管	理	伊	藤	美	幸	君
管	理	楫	川	聡	明	君
社	会	佐	々	木	京	君
社	会	坂	元	一	馬	君
代	表	岬		長	敏	君

◎議会事務局

議	会	田	村	一	晃	君
議	会	三	宅	範	正	君

(午前10時00分 開議)

◎開議宣告

○議長（氏家良美君） 皆さんおはようございます。ただいまから令和5年第4回新冠町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君） 議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、御手元に配付した印刷物のとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、竹中進一議員。2番、酒井益幸議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（氏家良美君） 日程第2、一般質問を行います。

通告の順序に従い発言願います。但野裕之議員の「ふるさと納税新基準について」の発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 5番、但野裕之です。議長より発言の許可をいただきましたので、ふるさと納税新基準について質問いたします。

10月1日から、ふるさと納税制度に関する新基準が始まりました。自治体は、これまで含めなかった費用を経費として算入することとなったのです。これは総経費を寄附額の5割以下に定めるルールで、少なくとも寄附額の半分は、地域のために活用されるべきとの考えからです。

ふるさと納税の経費を算出する際、返礼品の調達費や送料、仲介サイトの手数料に加え、10月からは寄附金受領証の発行やワンストップ特例などの事務費も新たに含めることになりました。新基準により総経費が寄附額の5割を超える状況が見られる中、総経費を寄附額の5割以下に抑えるため、送料の負担が大きい自治体を中心に、事業者が用意している返礼品の量を減らして経費を抑える方法もありますが、返礼品の値上げで5割以下に抑える自治体も出てきています。また、ふるさと納税は、事業者支援の目的もあることから、事業者の負担増を回避するためにも、値上げをせざるを得ない状況も見られています。

当町は、年間3億円ほどのふるさと納税がありますが、新基準による影響はあるのでしょうか。また、返礼品は地元原材料でなければならないこととなりました。これに該当する地元原材料としない返礼品はあるのでしょうか。あるとするなら、町としてどのような対応を行ったのでしょうか。自主財源が少ない中、ふるさと納税は大きな財源となってい

ます。多額の納税を得ている自治体は、ふるさと納税を活用して特色ある事業を展開しまちづくりを推進しています。

ふるさと納税は当初の目的とは異なり、自治体そのものを応援するというよりも、返礼品を商品として購入する感覚でお気に入りの返礼品を目当てにふるさと納税を利用している納税者が多く見られると言われていました。

この現状を踏まえ、ふるさと納税を「商い」ととらえ、これまでのふるさと納税の既成概念を捨てて、ふるさと納税利用者のニーズに答えられるよう調査分析し、新たな戦略を図り、自主財源を目指すべきと考えます。町長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野議員から御質問の、ふるさと納税新基準についてにお答えいたします。

ふるさと納税返礼品等に係る基本ルールとして、必要経費は、寄附金額の50%以下で、うち返礼品の調達は、最大30%となっております。まず、新基準による影響についてですが、本年10月1日から適用された改正で、募集に要する経費として、これまでの送料や広報料に加えて、寄附金受領証の発送費用、仲介サイト事業者に支払う手数料、ワンストップ特例事務経費及び業務全般に係る人件費なども含めることとなったところです。

当町におきましては、業務全般に係る人件費を除き、それ以外は当初から経費の中を含め算定していたところであり、人件費を新たに加えても、経費率は50%以内に収まりますので、改正による影響はございません。なお、参考までに令和4年度決算における経費率は、39%となっております。次に、返礼品は地元原材料でなければならないこととなった。これに該当する返礼品の有無についてですが、地場製品の基準で今般改正となったものは、加工品のうち、熟成肉と精米について、原材料が当該地方自治体と同一の都道府県で生産されたものに限定されたものであり、議員が言われる、返礼品は地元原材料でなければならないこととなった。というものではございません。従いまして、これまでの返礼品から除外となるものはありません。

次に、ふるさと納税を「商い」と考え、新たな戦略を図るべきということについてですが、先ず「商い」ということに関しては、その言葉の意味を解説するまでもありませんが、一般的には、商品等を仕入れ、それを顧客に販売すると理解しております。当町においては、ふるさと納税の返礼品を町内事業者や生産者などから募り、また、職員が訪問するなどして品物を取り揃える、言わば「仕入れ」を行い、それらを「ふるさとチョイス」などの専門サイトへ掲載して寄附を募る、言わば「販売」をしておりますので、「商い」と同じような形になっていると考えるところです。

ふるさと納税の本来の趣旨は、自身の故郷や好きな市町村を寄附金という形で応援し、そのお礼として返礼品が認められているものですが、今や制度の趣旨よりも返礼品が先行し、寄附金額を大きく左右している実情にあります。一方で、返礼品が多くの特

ことによって、出品している事業者や生産者などの売上や収入の増加にも繋がり、ひいては、地場産業の振興にも結び付くことが期待されるところです。

ふるさと納税の更なる獲得、上積みについては、以前の一般質問及び、昨年度の決算審査特別委員会における総括質疑においても答弁しておりますが、現状の返礼品先行という実態を踏まえたとき、何よりも魅力ある返礼品の調達が不可欠であります。しかし、これら返礼品となる地場産品は、これまでもそうでありましたが、事業者や生産者などが売上や収入の向上を図るために、自らの判断と責任において、試行錯誤と苦勞を重ね作り上げてきたものと認識しており、町としては、地場産業の振興という観点で、今後も補助金等により支援してゆく考えであります。また、町においては、閉校後の朝日小学校跡利用の一つに、教室を事業・芸術等エリアとして用途を定め、このエリアを新たな返礼品として加える予定のほか、レ・コード館のレコードホール貸切や、判官館森林公園バンガローなど町有施設の貸出しについても検討することとしております。

議員は、商いをされておられますので、質問されておられます「商い」としての新たな戦略について、実効性のある具体的な方策などをお持ちであると思っておりますので、是非とも提案いただければ検討させていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 今回の町長の答弁で十分理解出来ました。ここで1点質問いたします。ふるさと納税利用者のニーズと、また、高額納税を受けて成功してる自治体がありますけども、担当課では、この2点について調査分析を行っているのでしょうか。返礼品開発は、当町は民間に任せておりますが、このような調査分析能力に関しましては、民間は乏しいものと思われます。この作業は、町として最低限の作業と考えます。調査分析結果を事業者が求めるのであれば提供すべきと思われますし、返礼品開発の一助となると思ひます。町長の考えはどうでしょうか。

○議長（氏家良美君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 再質問にお答えいたします。調査分析につきましては、種々やっておりますが、やはりその町その町において生産される、または、返礼品等を扱うものがございまして、一概に言えないという実態がございまして。なお、ただいま議員からいろいろと御提案がありましたことは、検討材料の参考とさせていただきますが、行政がなすべきこと、できることには限界がございまして、餅は餅屋ということわざがあるように、その筋のプロや当事者が自ら発案、そして投資するリスクの中で生まれるものでなければ、多くの支持を得ることは難しいと考えるところでございまして。ただし、事業者や生産者の方が自主的、主体的に取り組もうとすることに対しましては、オブザーバーでの参加、あるいは各種補助金の模索や必要に応じた単独費の補助金等の支援は、やぶさかではないと考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○5番（但野裕之君） ありません。

○議長（氏家良美君） 引き続き、「夏休み延長について」の発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 引き続き通告に従い、夏休み延長について質問いたします。

気候変動が加速し暑さは年々厳しさを増しています。道教委の発表によりますと、今年、熱中症が疑われた児童生徒の救急搬送は、前年の9倍超の37件とのことでした。

道教委は、子どもの健康を守る対策を最優先で進めなければならない状況と思われる中、校内での熱中症事故防止のため、夏休みの延長もその一案として、道立高校と特別支援学校の夏休みを延長する方向の検討を始めました。道教委の指針は、市町村教委の判断の目安となっているため、この道教委の動きを受け10月31日現在、東胆振、日高地方の12市町のうち、9市町が小中学校の夏休み延長を検討しているとの新聞報道がありました。当町は夏休みを25日から30日延長。冬休みを25日から20日に短縮することを検討とのことでした。

日高、胆振地方において、今年の夏の猛暑をめぐっては、気象庁と環境省が8月23日から26日に、運用開始以来初めて熱中症警戒アラートを発令しています。各市町村教委は、小中学校の臨時休校や授業の切上げ、部活動の中止といった対応に追われることとなり、このような事態を受け、来年度の夏休みを延長を検討することとなりました。

全道の市町村教委が、夏休み延長を検討している中、道教委は11月22日、来年度の道立高校と特別支援学校の夏休みと冬休みを合わせた総休業日数を、現行の50日以内から6日延長し56日以内とすることを正式に決定しました。今年の猛暑を受けた措置として、各学校には、延長の6日分をできる限り夏休みに充ててもらおう考えとしています。新たな総休業日数を定めた道立学校管理規則では、来年4月に施行されます。総休業日数を56日とした根拠について道教委は、学校管理規則で北海道と同様に総休業日数を定めている36都府県を調べたところ、1番多かった日数が56日だったためだと説明しています。総休業日数の延長に伴い、授業時間と学校行事の確保の調整が課題となります。また、部活動への影響も考慮しなければなりません。次年度、朝日小学校が新冠小学校に統合される中、総休業日数の増加、学校経営において教育委員会の手腕が問われるのではないのでしょうか。

道教委の指針は、市町村教委の判断の目安となっていることから、次年度から総休業日数を56日とするのでしょうか。慎重に判断する必要があると思います。小学校統合を控えているので拙速に進めるのではなく、1年延期してでも時間をかけ課題を見だし、総休業日数56日に向け準備を進めるべきと考えます。教育長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 但野議員からの「夏休みの延長について」の御質問にお答えい

たします。

今年の夏は、例年になく厳しい暑さが続きました。次年度の暑さ対策につきまして、北海道教育委員会では、内陸部の学校で熱中症の集団発生事案や複数発生したことや多くの学校で臨時休業や下校時刻の繰り上げを行うなど、異例の事態になったことを受け、長期休業の総日数を現行の50日以内から56日以内へ6日間延長するなど、道立学校の学校管理規則の改正を行いました。一方、道内は道東や道北といった比較的冷涼な地域もあることから、学校の所在する地域の気象状況を勘案し、各道立学校長が長期休業期間を適切に設定するとされております。

当町につきましては、第3回定例会における一般質問の答弁のとおり、児童生徒の体調管理や熱中症対策の啓発活動、暑さ指数計などによる教育活動の制限、適切な水分補給など、今年度行った対策に加え、熱中症警戒アラートに応じた臨時休業等の対応のほか、長期休業期間の変更も検討していくことで対応するとしております。長期休業期間の変更につきましては、9月20日開催の町校長会におきまして、現行は夏冬各25日間のところを夏30日間、冬20日間とする方向で、教育課程の見直しや年間計画の策定及び変更に伴う学校行事等への影響について調査するよう指示しており、準備や確認ができましたら次年度に向け新冠町立学校管理規則を改正する考えであります。

このように、来夏におきましては、長期休業期間の変更をはじめ学校運営上の工夫や可能であればエアコンを設置した中で対応して参りたいと考えておりますことから、次年度から直ちに道立学校に準じて長期休業期間の総日数を延長する考えはございませんので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○5番（但野裕之君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、但野議員の一般質問を終わります。

次に、中山千鶴子議員の「女性が活躍できる職場づくりについて」の発言を許可いたします。

中山議員。

○3番（中山千鶴子君） 3番、中山千鶴子です。議長より発言の許可をいただきましたので通告に従い、女性が活躍できる職場づくりについて質問いたします。

世の中の移り変わりとともに女性が社会で活躍する機会が増えてきましたが、それに伴って改善しなければならない様々な問題も浮き彫りになっています。男女平等がうたわれてはいても女性の非正規雇用が多いこと。賃金に男女の格差があること。女性が管理職につくのは難しいことなどが問題として挙げられるかもしれません。もちろんこれは社会全体の問題であり、簡単に解決できるものではないことを十分理解しています。

長い間、女性の役割は、お茶くみや書類の整理といった補助的な役割が多く、会議で発言をすることや決定権を持つことなどは考えられないことでした。加えて、昔ながらの女性は結婚したら家庭に入り育児や介護を担うべきという考え方が、日本は今でも根強く残

っているため、出産を機に離職するという人が全体の30%を占めているようです。つまり、高い学歴や十分な経験があるにもかかわらず、女性の3人に1人は、仕事をやめざるを得ない状況にあるということです。とても残念なことではないでしょうか。

しかし、日本の労働人口が年々減っていることを考えると、労働力となりうる女性が安心して仕事を続けられる環境や、力を十分に発揮して活躍できる職場をつくることは、早急に求められていると言えます。

町が公表している、新冠町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画によりますと、男女の給与差異は1割程度で、職員区分や役職段階、勤続年数によっては女性が上回っているケースもあり、同じ給料表を用いていることから、特に問題となることはないものと理解しています。

一方で、全職員に占める女性職員の割合は、169人中70人と41.4%であるのに対して、管理職のうち女性が占める割合は、38人中5人で13.2%となっており決して高くないこと、また、女性職員の管理職登用を阻害している要因として、結婚や出産を理由とした退職や育児等による時間制約により、十分な職務経験が蓄積出来ないことが考えられると、町では分析されています。

この要因等も含め、次の3点について当町の現状を伺いたいと思います。1点目は、職員の男女別の正規雇用数と非正規雇用数について。2点目は、出産後も継続して働いている女性職員の人数と、産休、育休の取得率について。3点目は、直近10年程度の男女別退職者人数と、分かればいいですけども、女性のうち、結婚または出産による退職人数を教えてくださいたいと思います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 中山議員から御質問の、女性が活躍できる職場づくりについてにお答えいたします。

はじめに、1点目の、職員の男女別の正規雇用数と非正規雇用数についてですが、新冠町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の整合性の観点から、令和5年4月1日現在の人数を申し上げますので、ご了承願います。

正規の正職員は、169人中、男性99人で率にして約59%、女性70人で約41%となっております。非正規の会計年度任用職員は、90人中、男性20人で約22%、女性70人で約78%となっております。

次に、2点目の、出産後も継続して働いている女性職員の人数と産休育休の取得率についてですが、継続して働いている人数は17人で、産休育休の取得率は、直近10年における対象延べ人数は21人で、全てが取得しており100%となっております。

次に、3点目の、直近10年程度の男女別退職者数と女性のうち、結婚又は出産による退職人数についてですが、退職者は68人で男性が35人、女性が33人となっており、女性のうち28人が依願退職となっております。通常は退職理由を一身上の都合として届

け出があり、その詳細を聴き取ることはいたしませんので、正確な人数を把握することはできませんが、結婚で2名、出産で1名が退職したことは承知しているところでございます。以上です。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

中山議員。

○3番（中山千鶴子君） 今の答弁十分理解出来ました。ある実業家は、働きながら育児をする女性に足りないのは、能力ではなく時間だと言っています。その問題さえクリアできれば女性をもっと活躍できると思います。例えば職場において、育休や有休を取得しやすい仕組みや雰囲気をつくることは、とても大切ですが、こちらは当町においては問題はないかと思います。また、フレックスタイム制やテレワークなど多様な働きができるようにすることや、管理職などのトップ層に育児に対する理解を深めてもらうことは、女性が安心して働くために必要なことだと思います。

そして、家事や育児を経験したことのある女性を雇うことは、雇用側にもメリットがあります。先ほど働きながら育児をする女性に足りないのは時間だと述べましたが、そうした女性は、限られた時間を上手に使う方法を身につけているため、仕事も効率的にこなすことが出来ます。内閣府の調査によると、女性管理職の割合が高い企業は、低い企業に比べて総資産利益率が高い、つまり、効率的に利益が上がっているという結果が出ているようです。さらに、女性ならではの視点やコミュニケーション能力の高さから、部下の現状把握やメンタル面のケアができる等のメリットもあります。このように、女性も機会さえ与えられるなら、仕事において十分に力を発揮することができるのです。

このような考えを踏まえて当町においても、女性職員がさらに活躍できる環境を整えていただきたいと思いますが、次の3点について伺います。1点目は、全職員のうち会計年度任用職員、つまり、非正規雇用が90人で約35%の割合となっており、そのうちの約80%が女性ということです。この35%という割合は高いのか、それとも低いのか、どのように判断されているのでしょうか。また、今後、正職員の採用に対して応募者がいない場合などに、会計年度任用職員から正職員に移行するような対応はいかがでしょうか。2点目は、フレックスタイム制やテレワークなどの働き方を取り入れる考えはあるのでしょうか。3点目は、女性管理職を増やすための具体的な取組について。以上をお伺いしたいと思います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 再質問についてお答えいたします。まず1点目の、全職員に占める会計年度任用職員の割合ですが、議員が言われたとおり約35%となっております。この割合が高いのか、または低いのかということにつきましては、特に基準となるものはありませんので、管内各町に割合を調査したところ、高い町で約41%、低い町で約29%であり、35%前後の町が当町を含め4町でありました。この結果から見ますと、当町は

平均的な割合であると判断するところであります。

また、正職員の募集に応募者がいないときの対応ですが、特に専門職については、会計年度任用職員の方で資格などの採用条件を満たしている場合は、積極的に応募してほしいと考えておりますが、個々の事情などにより、会計年度任用職員の身分のままを希望するなど、なかなかそういった方がいないのが現状となっております。

次に2点目の、フレックスタイム制やテレワークなどを取り入れる考えについてですが、前段の質問にも関連いたしますが、専門職の採用には苦慮している現状でありまして、今後、一般職も含めて、さらに新規採用による人材の確保は、困難になることが予想されます。このことから女性職員はもとより、職員全体が働きやすく、魅力ある職場づくりが必要であると考えているところであり、フレックスタイム制につきましては、行財政改革の中で職員からも要望がありましたので、調査検討を進めることとしております。また、テレワークにつきましては、セキュリティをはじめ様々な問題もあり、現時点で導入は考えておりませんが、将来的には選択肢の一つになり得るものと認識しておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に3点目の、女性管理職を増やすための具体的な取り組みについてですが、正職員のうち、一般事務職員は94人で、そのうち女性は6人、率にして6%と非常に少ない人数となっております。また、管理職33人のうち女性は2人、率にして6%で、職員に占める女性の割合と比例しております。このことから、職員に占める女性の割合を高めなければ、女性管理職を増やすことは困難です。一般事務職における直近10年の受験及び採用人数を見ますと、男性は受験39人で採用20人、女性は受験11人で採用4人となっており、そもそも女性の受験者が少ない状況にありますので、まずは受験者の増加が求められます。このことから、前段の質問でも答弁いたしました、働きやすく魅力ある職場づくりが必要であると考えているところであり、フレックスタイム制や副業、個々のスキルを地域活動に活かせる仕組みなどを検討してまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○3番（中山千鶴子君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、中山議員の一般質問を終わります。

次に、武藤勝圀議員の「18歳までの子ども医療費の無料化について」の発言を許可いたします。

武藤議員。

○7番（武藤勝圀君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、18歳までの子ども医療費の無料化について伺います。

18歳までの子ども医療費の無料化については、昨年12月の定例会で同僚議員が質問しております。その時の町長の答弁は、高3までの医療費無料化は全国で広がっているのは承知しているが、当町においては行財政改革の整理の中で、実施の可否を含めて判断し

ていくという答弁でした。現在、高校3年生まで無料化を実現している自治体は、全国で、5月末時点で、通院では47%、入院では52%と広がっております。安心して子どもが医療にかかれる権利は、町としても一刻も早く実現すべきと思いますが、いかがですか。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤議員から御質問の、18歳までの子ども医療費の無料化についてにお答えいたします。

当町が行っております、子ども医療費助成事業は、中学生までを対象に、通院費及び入院費に係る保険診療分の自己負担額の全額を助成しております。この財源として、北海道所管の、乳幼児等医療給付事業補助金の交付を受けておりますが、当該補助金の補助対象は、未就学児までの通院費及び小学生までの入院費までとされていることから、当町は中学生までの通院、入院にまで補助対象を拡大した制度として運用しており、これら拡大に伴う町費の負担増は令和4年度決算額で約820万円となっております。

議員からのご質問は、令和4年第4回定例会における酒井議員からの一般質問、子ども医療費助成についてに対する答弁から1年となり、早期実現を望まれる内容と理解いたしました。通告にもありますとおり、当町が実施をしている他の子育て関連施策の状況や財政運営上の理由から、実施の可否を含めて行財政改革の中で判断する旨の答弁をいたしました。行財政改革への取り組みにつきましては、今まさに町政全般に係る事務事業の見直しを進めている最中にあり、本件実施の可否について結論を出すまでには至っておりません。

なお、18歳までに対象を拡大した場合に想定される助成額について、令和4年度決算額から試算をしますと約320万円となり、町単独費は年間1140万円程度を要することになります。また、本年度の子ども医療費への助成額は、令和4年度決算額の1.2倍で推移している状況にありますことから、更なる上方修正も想定され、町財政に及ぼす影響は決して小さくはありません。

一方、本年6月に国から発出された、子ども未来戦略方針には、国が今後3年間に集中して取り組む加速化プランが定められ、子ども医療費助成に対する国民健康保険の国庫負担の減額調整措置を廃止することが明記されたことに伴い、全国市長会や全国町村会では、子ども医療費に対する全国一律の無料化制度の創設を国に求める決議が採択されており、当町におきましても本年7月に開催された自由民主党第九選挙区支部政策懇談会におきまして、子ども医療費の無料化に対する支援を要望したところでございます。

このように、国・地方自治体の双方において、子ども医療費助成の拡大に向けた機運が高まっておりますので、子ども医療費助成事業に係る対象年齢の拡大につきましては、今後子ども医療費の推移や財政健全化を進めるうえでの影響、その他国の動向等にも注視をしながら、慎重に判断をして参りたいと存じます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） 今の答弁の中身は大体分かりましたが、今、日高管内の実施状況はこうなっています。今年の4月1日現在です。日高町は、高校3年生までは入院のみが全額町で負担と。それから平取町は実施してません。新冠町は御存じのように、中3まで、今答弁ありました中3まで。浦河町が若干形違うんですけども、子育て家庭医療支援事業ということで、高校生まで含めて子どもに関わる医療費自己負担額をポイントとしてやってるわけですね、行政ポイントとして限度額4万円を見てる。ですから実質無料に近いという状況です。様似町はもう高校3年生まで医療、入院とも無料です。えりも町がやられておりません。新ひだか町も新冠と同じです。

私、今年4月町議選がありまして、そのとき全員ではないんですけども、有志で立会い演説会がありました。その中でも子ども医療費をめぐるっては、所得制限や一部負担の有無などで自治体間に大きな格差があると。今答弁ありましたように、全国知事会なども、国の制度をつくり格差解消と訴えていると。これは私たちも把握しております。そういう中で、今、各自治体で努力してるのは、やっぱり一刻も早く差をなくすということで、同じ子どもが北海道に住んでこう、東京で住んでこうと、そういう地域的なばらつきがあるっちゅうのは、やっぱりおかしいということで、今、全国的に父母や、お父さんお母さん辺りからも、国の制度とし早く格差をなくすようにと訴えております。そういう中で各自治体で、ばらつきがあるので、住む地域によって差があるのは、やっぱり同じ国民としてやっぱりおかしいと、そういうことで、どの地域に住んでいても医療を受ける権利は保障されるべきだと。そのために結局、今、各町とも努力してると思うわけです。

ですから国の制度として、できるのはいいんですけども、やっぱりそういう状況で差がある、これを一刻もやっぱり早くなくしてほしいっちゅうことで各自治体で努力して、先ほど最初言いましたように、高校3年生まで実施率が入院が52%まで近づいてきてるっちゅう、そういう状況です。

町長が答弁ありましたように、先ほど町長の答弁が新冠で実施した場合、320万円っちゅうことですけれども、私がこの決算特別委員会で言われたときには、答弁として約230万という、私はそう聞いたんですけども、まず、独自にやっぱり行っていた自治体に対するペナルティーも今年から、なくなりましたんで、やっぱり一刻も新冠町でも高校3年生までの医療費無料実施すべきだという思ってますが、その点。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 再質問にお答えいたします。議員から各町の調査の内容をお知らせいただきいただきましたが、自治体自治体にはそれぞれの考え方があって、子育て施策をやっていることと思っております。そういった意味で、先の答弁とも重なりますが、国や道の動向を視野に町財政の状況を踏まえながら、当町の子育て施策全般を鑑みた上で、慎重に取り進めてまいりますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。さつき

の試算金額でございますが、議員おっしゃられたのは恐らく、令和4年度の時点での額を答えたものではないかなというふうに思います。私は、今般の質問に際しまして、新たに今の金額ではじくよう指示した差額が出たものというふうに思っておりますので、あわせて御理解いただきたいと思っております。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○7番（武藤勝罔君） ありません。

○議長（氏家良美君） 引き続き「認知症基本法の取り組みについて」の発言を許可いたします。

武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） 2点目です。今年6月に、認知症基本法が成立しました。市町村には、認知症施策推進計画の策定が努力義務とされたところです。認知症の人や家族らの意見も聞いて早急に策定すべきと思うが、この点についての見解を伺います。2つ目、基本法は国民が認知症への正しい知識を持ち、理解を深めることができるようにすることを基本理念にしています。認知症サポーター養成テキストも全面改定されました。新テキストで養成講座を積極的に開催すべきと思いますが、いかがでしょうか。

それから3点目、認知症カフェは、現在、町内では3か所開設されておりますけれども、今後どれぐらいの開設を目指しているのか伺います。

4つ目、チームオレンジ。このチームオレンジというのは、認知症について学んだ認知症サポーターなどの支援者と、当事者やその家族をつなぐ仕組みの設置を、国が各市町村に呼びかけておりますが、管内では浦河町のみで、全国的にも約1割の市町村しかまだ設置されていないという状況ですが、これもぜひ本町でも設置すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤議員から御質問の、認知症基本法の取り組みについてにお答えいたします。

認知症基本法は、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができる共生社会の実現を推進するため、認知症施策についての基本理念、国・地方公共団体の責務、認知症施策推進基本計画の策定、基本的施策など認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的に、本年6月16日に公布され、公布の日から起算して1年以内に施行されることとなっております。

御質問1点目の、認知症施策推進計画の策定についてでございますが、この法律において、国は認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、認知症施策推進基本計画を策定することとなり、北海道、都道府県及び市町村には、この基本計画を基本とした、認知症施策推進計画策定の努力義務が課せられたところでございます。

これまで当町が取り組んできた認知症関連施策につきましては、介護保険法に規定する

地域支援事業に基づき実施をしておりますが、これら施策は、この度の認知症基本法に示された基本的施策と共通した内容となっておりますし、国の基本計画は今後に予定される法の施行により策定されることとなりますので、先ずはその内容等の把握に努め、計画策定の判断をいたしたいと存じます。

御質問2点目は、新テキストで認知症サポーター養成講座を積極的に開催すべきとのことですが、認知症サポーター養成講座につきましては、認知症に関する正しい知識や認知症の人に対する正しい理解を深めていただき、認知症の方に寄り添った見守りや声掛けをするなど認知症の方やそのご家族に対して、できる範囲で手助けをいただく認知症サポーターを養成するため、地域住民や町内在勤の方、老人会、小学生などを対象に年2回から3回程度で講座を開催しております。

その際、使用するテキストは、議員からご指摘の全国キャラバンメイト連絡協議会が作成する標準教材を使用し、講師となる方は、標準教材に示された重要なポイントを取り上げつつ、その他の資料や映像資料等を用いた上で、参加者にわかりやすい説明を心掛けておられます。また、随時、新たな情報は取り入れられているようでございますので、改訂版につきましても活用されるものと思っております。また、今後におきましても、より多くの方に参加いただくよう啓発してまいりたいと存じます。

御質問3点目の認知症カフェの開設目標でございますが、認知症カフェにつきましては、認知症の方やそのご家族のほか、地域住民、医療・介護関係者の方々など誰もが気軽に集まり、交流を深めていただく場として、町内3か所で毎月1回程度、開設されております。

開設目標といたしまして、当初は町内に2か所程度の開設を予定しておりましたところ、現在3か所まで増えてございまして、事業者様のご協力に感謝をしているところです。

今後の開設目標は、特段、設定しておりませんが、そのような意向をお持ちの事業者がいらっしゃった時には協議を進めてまいりたいと存じます。

御質問4点目のチームオレンジの設置でございますが、チームオレンジとは、認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と、認知症サポーターを中心とした支援者につなぐ仕組みとして、その取り組みが推進されております。

令和元年6月に定められた認知症施策推進大綱においては、令和7年度までに全市町村の設置を目標とされていますが、令和3年度末現在での進捗状況は全国で220市町村、このうち道内では15市町村の設置に止まっております。この背景には、既存の認知症施策との棲み分けが曖昧で、分かりにくいとの指摘のほか、認知症サポーターは日中のお仕事をされていたり、高齢者の方が多いため、見守り等に止まるサポーターの立ち位置から、主体的なボランティアが求められるチームオレンジの活動までは望まれない方が多いとも言われており、当町でも未だ設置に至っていないのが現状でございます。

認知症基本法が掲げる、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことがで

きる共生社会の実現を推進するための一つの手段として、チームオレンジの設置意義については十分に理解しておりますので、どのような形が望ましいのか、関係者とも協議をしながら引き続き検討を進めて参ります。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） この認知症基本法の一番のポイントは、今、町長の答弁ありましたように、町でも従来から取り組んでるっちゅう、まったくそのとおりだと思うんですけども、今回強調されているのは、当事者の意見を聞く。だから認知症の方、本人の方、それからそれを支えている家族の方、これらの人たちの声を推進計画に反映させるよう、ここが一番のポイントだと思うんですね。

従来は要するに町の担当者だとか、あるいは各団体の代表者、そういう人たちが集まって計画をつくってやってるっちゅうのが、大体ケースとして多いと思うんですけども、今回の要するにもう、とにかく本人の、認知症の本人の人や家族の人、その人たちのやっぱり声を、会になんかも参加させて声を聞くと、このことが強調されてるんですね。ですからそういう点で、やっぱりそういう声を取り入れたやっぱり計画を、今あるのをさらに充実させていってほしいと、そのように思っております。

データでは2040年には、高齢者の4人に1人が、認知症になると、約人数が953万ですか。だからそういう点からいったら本当に今回の認知症基本法、この具体的なやっぱり各町における取り組みっちゅうのは、特に本当に、よく岸田首相はスピード感といいますけれども、本当にスピードを持った取り組みが、今、求められていると思います。

それと2点目の認知症サポーター養成講座、それから3点目の認知症カフェ、これも町内で、私も今年出させてもらいましたけども、どんどんやっぱりやってほしいっちゅう事で考えておりますんで。あと次に2番目のポイントは、やっぱりチームオレンジのあれなんですよ。具体的に浦河なんかの取り組み見ますと、浦河では結局、各自治体単位にそういう集まりをもって認知症を含めた集まりをもって、運動で「ふまねっと」っちゅうのありますけども、「ふまねっと」だとか農作業だとか、あるいは歌声、歌を歌うと。そういうことを作ってやっているのが、大体浦河の方の経験聞きますとそういう内容です。ですから認知症の人や家族、サポーターなどと一緒に、やっぱり本当にその町全体でやっぱり進めることが今一番望まれていることだと思うんで、いろいろ困難あると思いますけども、先ほど言いましたように、やっぱり2040年には4人に1人がなるっちゅうようなことで、本当にこの認知症に対する取り組み、本腰でやっぱり各町で取り組むべきだと思いますんでその点の決意、あるいは考えを伺いたいと思います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 再質問にお答えいたします。本人の意見を聞けというのが大事だという話でございました。当然私どももそう思っておりますし、ケアマネをはじめ、関係

部署の担当者等は、当然意見を聞いて、それを反映しているというふうに聞いてくださらずし思ってもございます。

ただいま議員から認知症基本法の早期取り組みについて、学習御提言をいただきましたけれども、先の答弁でも申し上げましたとおり、これまで町が取り組んできた認知症関連施策とのすみ分け、あるいはサポーター養成やボランティア確保の困難さ等を踏まえ、絵にかいた餅にとどまることのないよう、関係機関と連携を図りながら、今後の取り組みについて、慎重にできるだけ早く出来そうですよう取り進めてまいりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○7番（武藤勝罔君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、武藤議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

秋山三津男議員の「第三セクターの在り方について」の発言を許可いたします。

秋山議員。

○6番（秋山三津男君） 6番、秋山です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、第三セクターの在り方について一般質問をいたします。

かつて同僚議員が令和2年6月に、第三セクターの今後について一般質問し、町民への移譲は選択肢の一つであるが、慎重に取り進めたいと、町長の答弁がありました。しかし、そこから時は流れ状況も変わり、現実として令和4年3月に第三セクター新冠ヒルズが解散し、その後、新たな指定管理者下で、新冠温泉は順調に運営されております。当町にはまだほかにも、同様の形態により運営している施設がある中で、今回、そのうちの一つでもある日高軽種馬共同育成公社に絞って、民間移譲の可能性について町長の考えを具体的にお聞かせ願います。

日高軽種馬共同育成公社は、新冠町、新冠農協、軽種馬育成生産者で構成される資本金9780万円の第三セクターで、町長が代表を務めています。損失補償をした過去を経て、関係者が一丸となった努力が実を結び、今や黒字経営を続ける優良企業です。顧客のニーズにこたえるべく施設の拡充も着々と進んでおり、社会情勢の追い風も味方にし、まだまだ勢いは衰えないと感じております。相手があつてこそその民間移譲であり、交渉を要することではありますが、購入希望の金額の提示や打診があれば、応じる可能性はあるのでしょうか。また、具体的な金額については、株式の保有数と評価額から、ある程度算出できるものと考えてますが、いかがでしょうか。

第三セクターに関する総務省の通達では、存廃を判断する指針が盛り込まれ、民間企業に業務委託できるものや、自治体が多額の損失補償をするものは廃止を検討すべきとしております。あわせて、今回新冠ヒルズのときのような経営不振といったマイナスではなく、日高軽種馬共同育成公社は大きく収益を生み出しているプラスの環境下であることに加え、新冠ヒルズでは、指定管理者を選定した新冠町と、指定管理を受けた第三セクターの代表が町長であることから、責任の所在が曖昧になってしまった教訓を生かす上でも、改めて考えるべきタイミングであると思い、育成公社の民営化について町長の見解を具体的にお聞かせください。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 秋山議員から御質問の、第三セクターの在り方についてにお答えいたします。

答弁に先立ちまして、この度のご指摘及びご質問の内容に関しましては法人たる有限会社日高軽種馬共同育成公社の決議事項に関わるものが多く含まれておりますことから、町長としての立場でそれらの内容に踏み込んだ答弁をすることは適当ではないと判断いたしますので、町が出資する法人に対する行政としての一般的見解において答弁することをお許し願いたいと存じます。

まず第三セクターについてでございますが、地方公共団体が出資又は出えんを行っている会社法人等であり、公共性や公益性と収益性の両面を持つ運営主体であるが、この運営に関しては経営が悪化することで、地方公共団体の財政にも大きな影響を及ぼすとして総務省は指針を示すなどしてきているところです。議員ご指摘の新冠温泉を運営してきた株式会社新冠ヒルズの清算にあたっては、この総務省指針に示された方針も踏まえつつ最終的に筆頭株主の責任として判断し、会社の方針として決定したものであります。

このたびは有限会社日高軽種馬共同育成公社に係るご質問でありますので設立経緯からご説明いたします。有限会社日高軽種馬共同育成公社の設立については、日本国内における軽種馬生産の8割が日高地方において生産されております現状において、昭和40年代に入りまして新冠町内においても軽種馬生産が盛んになりましたが、各生産者の放牧地面積が全般的に狭く保有馬房数にも余裕がないうえ、人手不足で追い運動などの育成運動にも手が回らない状況でした。それらの諸問題を解決するにあたり、農林省などの助言、あと押しもあり、昭和47年5月、新冠町と新冠町農業協同組合が資本金に加え農地の現物出資を行い、さらに日高軽種馬農協と日高生産農協連合会の関係機関から出資を受け設立し、昭和48年11月より字節婦町71番地の4に事務所を構え営業開始してございます。

また、施設整備にあたりましては道、日本中央競馬会及び地方競馬全国協会等から助成をうけ育成施設を設けておりますし、昭和58年からは後継者育成のための日高軽種馬学校や厩務員育成講座を開設し、平成3年に日本軽種馬協会へその業務を移管するまでの間、後継者育成事業として84名、厩務員養成事業として80名を輩出し軽種馬生産の安定化

に寄与してきたところでございます。近年では、関係者ほか、役職員の努力によりまして経営状況は安定してございますが、議員ご指摘のとおり過去には不況下における経営の悪化も経験しており、公社に限らず会社の運営に際しましては、常に緊張感を保つ必要性があることはいまでもありません。

そこで議員からご質問の民営化に対するご質問にお答えしますが、総務省の第三セクター等の経営健全化の推進等に係る指針においては、次のように示されております。第三セクターの経営責任は経営者に帰するものである。経営者は経営に関し民事、刑事の法的責任追及が及ぶ可能性があることを踏まえ、地方公共団体の長は役員就任にあたり職務を果せるか十分な検討を要するとしたうえで、継続して自立した経営を行う見込みがある場合には、完全に民営化を視野とした検討が望ましいと示されているところでございます。

このように総務省指針の内容からいたしますと、議員ご指摘の内容は選択肢の一つと思われませんが、このことは会社の決議機関において議論される案件であり、現段階で町として答えることはいたしません。

いずれにいたしましても、将来に向けた第三セクターと町の関わりについては、総務省の通達を念頭に検討を深めなければならない案件で、議会とも協議検討すべき項目の一つであると考えますが、最終的な判断は、それぞれの法人が決定すべきものと捉えておりますのでご理解願います。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

秋山議員。

○6番（秋山三津男君） 町長から答弁をいただいたのですが、改めて再質問させていただきます。同じ答弁かもしれませんが、第三セクターとしても、町長が育成公社の社長業務を担う必要性がどこにあるのでしょうか。また、現在育成公社に元町職員を派遣し、雇用もしておりますが、元町職員を雇用することで町民にはどのような利益をもたらしているのか、併せて雇用期間なども具体的にお聞かせ願います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 再質問にお答えします。御質問1点目の、町長が社長担う必要があるかについて答弁いたします。なお、先ほどの答弁と一部重複する部分がございますが、御了承願います。

総務省の指針においては、第三セクターの役員選任について、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求め、民間の経営ノウハウを含めた適切な知見を有する人材が積極的に登用されるように努めることが必要であること。また、第三セクターの事業内容、他の出資者及利害関係者との関係等により、地方公共団体の長が役員に就任する場合にあっては、職責を果たせ得るか十分に検討を行うことが求められているとなっており、首長の役員就任については、消極的な内容となっております。

一方、育成公社の設立経緯は、さきに申し述べたとおりであり、代表取締役については、

会社定款に基づき、取締役会において互選決定されているもので、筆頭株主という立場から、会社創設以来、歴代の町長が代表取締役についているものでありますので、御理解願います。

続いて、御質問2点目の、元職員の雇用について答弁いたします。元職員の雇用につきましては、会社より重要ポストである総務部長の退職に伴って人選が進まず、町退職者の中から紹介をいただきたいという依頼をもって判断したものでございます。当町の基幹産業である軽種馬生産における重要な位置づけとなる、第三セクターの健全かつ安定的な経営に資するため、筆頭出資者として適任と判断する職員を派遣したものでございます。また、派遣期間については3年以内とし、派遣先と派遣職員の同意を得た場合は、5年を超えない範囲で延長することができるものであります。なお、職員の身分につきましては、制度上再任用職員を一旦退職の上、派遣していることから、公社職員となりますことと、人件費負担は、1年目は前任者との重複雇用しているため一部負担しておりますが、2年目以降は全額公社負担となっておりますことを、申し添えいたしまして答弁いたします。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○6番（秋山三津男君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、秋山議員の一般質問を終わります。

次に、長浜謙太郎議員の「沿道支障木の把握と適正管理について」の発言を許可いたします。

長浜議員。

○9番（長浜謙太郎君） 9番、長浜謙太郎です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、沿道支障木の把握と適正管理についての一般質問をいたします。

色鮮やかな緑や紅葉、落葉により、季節の移り変わりを感じさせる樹木は、豊かな自然の象徴ともいえ、人に癒やしと安らぎの効果を与えます。ですが町内には、そのあふれる生命力ゆえに年々道路に覆いかぶさるように生育を続け、人間の手が行き届かず成長し過ぎていくものも見受けられます。

市街地においては、町民有志がボランティアで木々の剪定や伐採を行っていただいているようですが、枝の張り出しや枯れ枝の落下が車両や歩行者へ接触し損傷を与えるなど、道路利用者の安全を妨げる、いわゆる建築限界の範囲を侵しているケースは、特に山間部で顕著であります。

視界を遮る支障木は、景観を損ねているだけでなく交通事故を誘引しており、電線にからみつく枝葉は悪天候時の倒木、断線の被害につながり、停電の原因ともなり得ます。万が一、損害が生じた際、私有地にあるものについては、その所有者が補償することとなりますが、町道である場合は、管理者として町の責任が問われかねません。現場においては、大変な苦労や相当な負担が伴うものと察しますが、道路上に張り出し通行や生活に影響を及ぼす恐れのある支障木の剪定、伐採などの適正管理について、町長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 長浜議員から御質問の、沿道支障木の把握と適正管理についてにお答えいたします。

御質問の、沿道支障木の把握と適正管理についてですが、町道の道路敷地内につきましては、平成26年度から毎年、一定額の予算を確保し、5路線程度を選定し、継続事業として、町道沿道支障木伐採業務を実施しておりますが、緊急を要する場合には、職員の直接作業によって対応しているところでもございます。

町道の伐採については基本的に、道路パトロール及び地域からの要望により道路使用に支障が及ぶ箇所を優先し、通行車両に枝葉が接触しないように、路肩から2m程度の範囲内を基準として実施しており、状況によっては、根元からの伐採も行っておりますし、電線等が支障となる場合には、倒木・断線を防ぐため、電気、電話事業者に要請し枝払いや伐採を行っていただいているところであります。

しかし、これらの対応が間に合わず、特に山間部においては、通行に支障が生じている箇所もあるとのご指摘をいただきましてので、通行車両に損害等が発生しないように、職員並びに地区担当者による町内の道路パトロールを強化させ、地域からの情報提供及び隣接所有者の意向も確認しながら、現状把握に努めて参りますと共に、電線等への影響など危険が伴う箇所は、電気・電話事業者と、これまで以上に連携を図り、適切な町道維持管理に努めてまいりたいと考えますのでご理解をお願いいたします。

なお、町道維持管理に関しましては、現段階において、業務範囲の拡大や、大幅な予算の増額は考えておりませんが、事故の危険性や特別な事情に対しましては、道路利用者や自治会の意向を踏まえ、適宜対応させていただきたいと考えますのでご理解願います。

町民の皆様にとりましては、まだまだ不十分と見受けられる箇所もあろうかと存じますが、限られた財源の中での町道維持管理には限界もあることを合わせてご理解いただきたく存じます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

長浜議員。

○9番（長浜謙太郎君） 町民の安心安全のために日々努められており、今後も引き続き取り組んでいただけることと理解いたします。状況確認は広範囲に及び、処置に急を要する箇所も少なくないことでしょう。行政として対応ができる部分には限界があるとも考えます。国道、道道においては、管轄である国や道との連携をとることはもちろんであり、民間への指導も含めた情報の提供と共有を図ることも必要と感じます。電線、電話線事業者による協力や地域貢献の一環として、建設業者へ依頼することも検討に値すると思いますが、見解を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 再質問にお答えいたします。先ほどの答弁と重複する部分もある

うかと思いますがお許しいただきたいと存じます。議員御指摘のように、国道、道道に關しましては、それぞれの道路管理者に対し、引き続き適宜適切な情報提供と要請を行ってまいりますとともに、町道を含め、電気、電話事業者との連携にも意を用いてまいる所存です。また、近年では、町内において、国、道の発注工事の受注者による地域貢献活動も展開されておりますので、そのような機会も積極的に活用させていただきたいとも考えてございます。私は、今後とも、町民の安心安全な暮らしにつなげるよう、引き続き適時適切な要請、要望活動や町道維持管理に意を用いてまいる所存であることを改めて申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○9番（長浜謙太郎君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、長浜議員の一般質問を終わります。

次に、酒井益幸議員の「地域に住み続けられる介護事業について」の発言を許可いたします。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 2番、酒井益幸です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、地域に住み続けられる介護事業について一般質問いたします。

昨今、長引くコロナウイルス感染症の影響、ウクライナ危機、イスラエル紛争、為替相場における円安進行の問題、原油価格が上昇により、物価高騰に深刻な影響を与えております。人の流れは、現役世代が減少に転じ、高齢化社会が進行中であり、人口減少や物価高騰の影響において福祉分野は厳しさを増しており、介護事業所の運営はコロナ禍から厳しい状況が続いております。

今後の見通しは、2025年、団塊世代が全員75歳以上となり、2040年までの間に85歳以上の人口が急増することが予想されています。要介護認定率は、年齢が上がるにつれ上昇し、特に85歳以上で上昇する傾向にあることから、介護サービスの需要は今後高まることが見込まれています。一方で、国民の生産年齢人口は、急速に減少することが見込まれています。現在、介護職員の平均年齢も上がってきており、町内の3施設事業所においても、40歳から60歳が最も多い勤務実態が伺います。将来的に介護人材の確保は大きな課題になると考えます。

このような状況下で、環境の変化にあって、介護が必要となっても、できる限り住み慣れた地域で、これまでの日常生活に近い環境で暮らし続けることを実現したいと思う方が多いと感じています。支援を提供する要が、行政や地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護事業所、関係団体であり、住民の生命財産を守る支援の役割を果たしながら、利用者、入所者に対する介護サービスの質を向上を加えながら、事業継続が重要と考えます。

これまで国、道、町の行政が一体となって介護職員の処遇改善、人材確保、育成、介護職員の離職防止や定着促進、介護分野の生産性向上に向けた取り組みの普及、介護職の魅力を発信等々、様々な施策を行っていますが、このうち介護分野の生産性向上の取り組み

については、介護サービスの質の維持、向上が見込まれるとともに、介護現場の職員の負担軽減もつながるものであり、魅力向上、介護人材の確保等による一定の安定が図られるように思います。

一方で、地域全体において、介護現場の生産性向上が取り込まれなかった場合には、より人材不足が深刻化し、介護保険サービスの需要の増大や重度化に対応することがますます厳しくなることが考えられます。このため、地域住民が住みなれた地域で安心して生活し続けられるように、最善を尽くし、介護現場で働く職員が自らの仕事や職場に自信と誇りを持って、長く働くことができるよう、関係機関が連携し、介護現場における取り組みを積極的に支援することが求められています。また、人口減少の中にあっても、介護職員は限られた人員で、専門性の高い介護サービスを提供しなければなりません。加えて、道内における小規模自治体の介護現場の厳しい現状、特別養護老人ホームや、訪問介護事業所において、撤退のマスコミ報道がなされています。

そこで、我が町における利用者が安心して地域に住み続けられる介護事業の在り方について3点質問いたします。1点目は、将来像を踏まえ介護事業所の存続について人材確保の観点から、資格取得に対する研修費用の助成は実施しているが、取り組みや効果はについて、行財政改革に取り組むとしておりますが、財政の見直しについて、効率的な運営の可能性はあるのか、問いたいと思いますので、質問の2点目は、恵寿荘におきましては、介護報酬の不足も考えられるが、町負担も増加傾向にあると思う。利用者負担を考慮し、施設維持も含め、運営の効率化を図っていく考えは。また、町外事業者を含め、介護事業所全般の指定管理制度の検討はについて、地域包括支援センターにおいては、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーを配置して、住民の健康の保持、生活の安定に必要な援助、健康医療の向上、福祉の増進、介護予防、包括的支援事業を支援することが挙げられます。地域に暮らす高齢者に対する安心安全の生活をサポートする第一線の機関であります。一方で、町民におかれましては、核家族化の影響等で、介護負担感の悩みや困り事を抱えている方もおられます。また、以前から地域や身内と交わることがされていなかった方々の場合には、介護の助けが求めづらくなり、社会的な孤立状態に陥ることもあると言います。やがては孤独死を余儀なくされるケースが生じる可能性があると考えます。そこで、質問の3点目は、住みなれた地域の入所者は、ほぼ満床であり、単身、夫婦2人暮らしの介護認定者が増加傾向となっています。老老介護、家族介護の負担や、最近では、働きながら介護するビジネスケアラーが問題視され、仕事と介護の両立は、相当な負担を強いられます。初期対応からの地域包括センターの役割は重要であります。情報が伝わりにくく、利用を控える方々がいると思いますが、どう支援していくかについて、町長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 酒井議員から御質問の、地域に住み続けられる介護事業について

にお答えいたします。

御質問の1点目でございますが、当町では介護の基礎的な知識やスキルを身に付けるための、介護職員初任者研修及び介護福祉士の受験資格を得るために必要とされる、実務者研修の受講者に対し、受講費用の一部を助成することにより、在宅介護を含めた介護人材の育成、確保に努めております。

本制度の利用実績でございますが、令和元年度から本年11月末日までに、初任者研修及び実務者研修を受講されたのは33名で、このうち2つの研修を受講された重複者3名を除いた実人数は30名となります。この30名のうち、他市町村に転居をされた7名を除く、23名につきましては現在も町内に住所を置き、介護事業所での勤務又は在宅にて介護スキルを活かされていることと存じます。

このことから、本制度により介護全体のスキルアップは図られてきたものと認識しておりますが、受講者の多くが、既に介護事業所に勤めていた方々であったという実態を鑑みますと、介護事業所の定員割れに寄与するという面での効果は低かったものと分析しております。今後におきましても、本制度の継続を予定しておりますが、実施にあたりましては、受講されやすい環境づくりや介護未経験者への宣伝など内容を改善しながら取り組んでまいります。

次に、2点目のご質問についてでございますが、特別養護老人ホームの運営は介護報酬を財源として利用者にサービスを提供するため、必要な人員、設備等を整えて実施しております。施設運営にあたり、支出の大きなウエイトを占めるのは人件費となり、一般的には民営化により人件費が抑えられ、経営の効率化が図られるとされていますが、恵寿荘では適正な職員配置が継続できており、加えて地方公務員の給与体系となりますので、民間事業所よりも人件費比率は高く推移しております。また、施設の維持管理におきましては、築40年を迎えた建物や設備は老朽化が著しく、修繕費用は年々増加しており、対応に苦慮しているところでもあります。

このことから、収入の柱となる介護報酬については、出来得る限り活用可能な加算を取得し、1人当たりの単価上昇と入退所による空床を極力抑え、利用率を上げる様に努力しているところでございます。また、指定管理制度の検討につきましては、私共も行財政改革における検討事項の一つとして捉えておりますが、民営化に伴う職員の身分保障や老朽化した施設の建替えを含む維持管理などの課題は多く、加えて、昨今の介護現場におきましては介護職員の確保が大変難しい状況にあり、止むなく事業から撤退をする民間事業者が後を絶ちません。

このような情勢では、民営化による人材流出への懸念を払しょくすることは出来ず、現段階での公設民営化は非常に難しいものと認識しておりますが、今後の健全経営のためには必要な検討と捉えてございますので、本件につきましては、町内外の介護事業所の経営状況や事業連携の可能性を見極めながら、慎重に判断して参りたいと存じます。

御質問の3点目でございますが、高齢者の皆様に住み慣れた地域で、健康的で、自立し

た生活を送っていただくには、介護が必要となる前の初期段階からの介護予防が重要となり、その役割を、地域包括支援センターが担っております。当町では、地域包括支援センターの業務全てを保健福祉課が兼務をしておりますので、高齢者の方と面談をする際には、馴染みのある、保健福祉課の名称を用いながら職員が対応しております。介護予防施策を進めるにあたりましては、介護認定にまでは至っていない高齢者を対象に、お達者度チェックを毎年4月に送付し、その回答から得られる健康状態の様子や運動機能等の状況を把握し、要介護状態への進行が懸念される方には、介護予防教室等への参加を促すとともに、状況によりましては即時、介護サービスの利用へと繋げてございます。また、回答が無く、近況が把握できていない高齢者に対しましては、介護担当職員による訪問活動のほか、民生委員さんや自治会役員さん等の協力を得て、状況等の把握に努めております。

このほか、定期的な介護予防教室の開催や、自治会や事業所等が主催する集会等の機会を通じ、フレイル予防の取り組みを進めるとともに、地域住民や事業所の協力をいただき、見守り、見回り体制を構築しており、これらの情報につきましては、町広報紙やホームページのほか、医療と福祉の情報誌「WA・輪・WA」や医療福祉マップの配付、認知症カフェ等により、町民にお知らせしているところでございます。このような取り組みの積み重ねもあり、保健福祉課には高齢者の皆様から介護に関する心配事や対応、日常生活での困り事など、年間で平均1800件を超えるご相談が届き、その都度職員が対応をしている状況でございますが、お困りの高齢者全てに対応が適っているとは思っておりません。

このたび、情報が伝わりにくく、利用を控える方々がいるとのご指摘を頂きましたので、改めて情報の発信、高齢者の状況把握に努め、介護予防施策に取り組んでまいります。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 再質問いたします。現役世代が減る中で、介護事業所が引き続き機能するためには、関係者が改善をすることはもとより、地域で介護をどう見つめて生かしていくのかという視点が重要になると思っています。利用者やその家族のみならず、介護従事者が、地域間でのよりよい関係を構築することが必要と考えます。そこで、介護に対する社会教育のためには、介護の魅力を発信する機会をつくり、教育の現場において、介護職の魅力的なイメージを共有してもらい取り組みが求められていると考えます。やがては、ふるさとで住みたい、仕事がしたい。介護従事者になってみたいと思っていただきたいと考えますが、ドレミの園児、小学生、中学生に、介護分野の親しみをってもらう教育の必要性について伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 酒井議員の再質問につきましては、総合教育会議の主催者としての立場から答弁させていただきます。

当町のような地方の町村にとって、介護人材を外から集めるということは非常に難しく、

町内で育ってきた子どもたちへ、介護職の魅力を伝え、将来の職業、そして勤め先の候補として町内事業所を意識していただくことは、人材確保の施策として有効な手段の一つと考えております。

そのためには、介護の仕事を知り経験してもらうことが肝要との思いから、教育委員会や各学校、新冠町社会福祉協議会等と連携の上、小学校6年生には総合学習の中で、認知症に関する学習や車椅子等を用いた高齢者の疑似体験を、中学生や高校生に対しては、インターシップでの直接的な介護体験を通じ、介護職への関心と理解が深まるよう努めてまいりました。コロナ禍など疾病の流行時には受入れを中止してまいりましたが、今後このような活動の継続と内容の充実を図ってまいります。なお、認定こども園の園児には対象としておりませんし、今後もする考えはございませんので、御理解願います。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

酒井委員。

○2番（酒井益幸君） 再々質問いたします。特別養護老人ホーム恵寿荘において、生産性向上に向けた普及にも取り組んでいくことが、重要と考えます。生産性向上は、職員が介護業務に集中出来、生き生きと働くことのできる環境をつくるため、日頃の業務改善をしながら、入所者に対する介護の質を向上させていくのが目的であります。また、介護職員の業務の効率化、離職防止や定着促進の観点を考えてとき、ICT活用をどう思っているのか。また、可能性はあるのか。今後における介護ロボット、センサーなどのICT活用の考えについて伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 再々質問についてお答えいたします。ICTによる業務の効率化や職員の負担軽減など、導入の効果については十分認識しておりますが、財政的な事情に加え、今後の恵寿荘運営にあっては、議員からも御指摘があるように公設民営などの検討も必要と考えており、町議会にも御審議いただきながら、一体的に検討してまいりたいと存じます。

なお、担当課職員には、今後にありましても今まで同様、それぞれの対応分野において、丁寧かつ親切な対応に努めさせてまいります。私は、当町の保健師をはじめ、それぞれの課職員の町民への対応や勤務姿勢には、全幅の信頼と誇りを持っておりますことを申し添えまして、答弁といたします。

○議長（氏家良美君） 以上で、酒井議員の一般質問を終わります。

昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午後12時02分

再開 午後12時59分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。村田貞光議員の「町内の空き家対策について」の発言を許可いたします。

村田議員。

○4番（村田貞光君） 4番、村田貞光です。議長より発言の許可をいただきましたので、町内の空き家対策について質問させていただきます。

近年、空き家が増加している背景には、長寿命化、持家率の高さ、核家族化が連動していると言われております。また、核家族化が進んだ現在、後期高齢になっても子どもと同居していないケースが多いです。人口の多い団塊世代は持家率が86%以上と高く、団塊世代が全て後期高齢となる2025年には、毎年150万人以上が亡くなり、空き家がさらに増加する傾向にあると言われております。

当町においては、空き家の数が昨年度末で170戸。そのうち、まだ活用できるであろうA判定のものが40戸程度あります。その空き家をです、ね、放置しておく、と、周囲の方々に迷惑をかけてしまうことや、老朽化により売却及び賃貸することも出来なくなり、負の財産となり、最悪、放置危険空き家となってしまいます。そのような状態にならないよう、早急に対策をしなければならぬと考えております。

最近では、建築費用の高騰から、マイホームの建設を断念し賃貸に切り替える方々が多くなってきております。また、建築リフォーム技術も向上し、構造上の問題をクリアするものであれば、リーズナブルな価格で新築同様に生まれ変わる改修が可能となっており、新築よりも建築費用を抑えることが出来ます。

以上のことから、2点伺いたいと思います。これからさらに空き家が増えてくると思われますが、その対策はどのように考えていますでしょうか。2つ目、活用できるであろう、A判定の空き家が40戸程度ありますが、その利活用の方法を町として模索していく考えはありますでしょうか。以上2点です。よろしく申し上げます。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 村田議員から御質問の、町内の空き家対策についてにお答えいたします。

近年、地域における人口減少や、社会構造の変化と相まって、既存住宅や建築物の老朽化及び改築費用の高騰、更には相続や所有権の問題など、様々な要因により空き家問題が深刻化しつつあります。その中でも適切な管理が施されていない空き家等が増加し、防災・衛生・景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすなど、大きな社会問題の1つになりつつあります。このような情勢を背景に、国は平成26年に、空家等対策の推進に関する特別措置法、通称、空家特措法を制定し、市町村が主体的に空き家等の対策を推進できるよう法令の整備を行うと同時に、市町村に対し、空家等対策計画の作成を含め、空き家対策の実施に必要な措置を講じるよう求めております。

当町におきましても、空き家等の存在が散見され、町民からの相談や対策を求める声も多くなってきた状況に適切に対応するべく、平成30年4月に新冠町空き家等対策推進計画を策定し、空き家の発生予防と除却までを視野に入れた各種対策事業を推進してきたところでございます。本計画では、空き家等は個人の財産であり管理義務は、所有者や管理者が負うものであることを前提に、町は所有者等に対して管理責任を求めることを基本的な方針としていますが、このことは個人の財産管理と処分権が、個人にあるという財産権の尊重を念頭に、個人の責任を明確化したものであります。従って、本計画における空き家対策の考え方として、町は個人の責任において適切な対策の検討を求めることを基本としております。

このような考えのもと、町ではこれまで、空き家バンクによる情報発信、中古住宅の流通活性化推進事業とリフォームの支援など、住宅の長寿命化支援を展開し、流通と利活用の促進を図ってきたほか、老朽化の著しい物件については、住宅除却の補助制度を設けることで除却に対する支援も展開しており、これまで24件の支援実績となっております。

そこで、議員御質問の1点目にあるこれから更に空き家が増えていくと思われるが、その対策をどのように考えているのかについてであります。前段で申し上げたように、空き家は個人の財産であることを考えるとき、行政が先行して対策を講じることは、所有者等の責任の所在を曖昧にする危険性も心配されることから、これまでの方針どおり、町は所有者等に対して管理責任の意識を高めていただく中で、支援対策を推進していくとともに、移住定住の面から推進する住宅施策との連携を図りながら空き家発生防止と除却といった町民との協働の事業展開を図っていく考えでございます。

次に2点目の、活用できるであろうA判定の空き家が40戸程度あるが、その利活用方法を町として模索していく考えはについてであります。繰り返しになりますが、空き家は個人の財産でその管理責任は所有者等にあることから、町がその利活用に関し積極的に関与することは適当ではないと判断しております。

従って町としては、今後空き家になる可能性のある住宅を含め、所有者等に対して管理方法や、危険空き家にならないための流通や利活用方法の紹介など、自らが適正に管理するよう啓発活動を強化していくとともに、関係機関と連携し相談窓口の充実にも努めてまいりたいと考えております。また現在、国において空き家対策を強力に推進するため、空き家等の活用拡大、管理の確保、特定空き家の除却等の3本柱で総合的に対策を強化する改正空家特措法が12月13日に施行され、基本指針やガイドラインなども改正される予定です。

町としては、これまで同様、改正内容も念頭に置きながら法に基づく対応を継続することには変わりはありませんが、空き家問題の中には、責任は所有者としつつも、行政が除却の代執行を余儀なくされるケースも想定されますことから、今後、個々のケースに応じた行政の対応に関し、内部協議や関係機関協議を深め、議会とも協議させていただく必要があると考えておりますのでご理解願います。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

村田議員。

○4番（村田貞光君） 答弁ありがとうございました。持ち主の責任の上ですね、それが最善の策だなと思ってはいるんですが、私から一つ提案がございます。

町外から、新冠町に住みたいという話がたくさんございます。住宅がない話もあります。その受皿としてですね、一つの提案でございます。今、建築士、大工さんも不足している中、新冠町をPRする部分の一つとしてどうかなというものがございます。それにつきましては、建築の持ち主、地主の理解を求めなければならないと思いますが、北海道内ですね、学生を取り入れた、リノベーションまたはリフォームのコンテストを行った形ですね、進めていったらどうかなと思います。講師につきましては、町内の建築士、もしくは大工さんが妥当でないかなと思っております。そのものをですね町がですね、売買したり、賃貸することもどうかなと思っております。以上、再質問させていただきます。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 再質問にお答えいたしますが、答弁が重なる点を御理解いただきたいというふうに思います。空き家はあくまでも個人の財産であるというふうに思っております。また、御提言の内容は、持ち主の意向もあるというふうに考えてございます。そういった中で、簡単にはなかなか出来ないというふうに思っておりますので、そういったものも含めまして、管理責任というのは所有者にあるわけですから、町が、その利活用に関し積極的に関与することは適当でないというふうに判断してございます。先ほども言いましたように、民間を含めた中で、いろいろとお力添えをしていくというものについては、相談窓口を充実して進めていきたいというふうに答弁してございますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○4番（村田貞光君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、村田議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎日程第3 議案第62号

○議長（氏家良美君） 日程第3、議案第62号、令和5年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

なお、質疑は歳出から項ごとに一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ、明瞭簡潔、補正項目の範疇で質疑を行うよう、お願い申し上げます。

歳出の15ページ16ページをお開きください。1款議会費から質疑に入ります。1款議会費、1項議会議員ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、17ページから22ページ、2款総務費、1項総務管理費、予算説明資料1ページから3ページありませんか。

但野議員。

○3番(但野裕之君) 3番、但野です。説明資料3ページ、街路灯の部分で質問いたします。今回、太陽地区と節婦地区で街路灯の新設があると思うんですけども、予算額を見ますと倍の開きがあります。こちらの街路灯2基ありますけども、仕様とか規格とかが違うのか。また、ここには工事費が明記されておられませんけども、本体価格と、それぞれの工事費の説明を求めます。

○議長(氏家良美君) 佐渡課長。

○企画課長(佐渡健能君) 今、御質問ありましたとおり、太陽地区と節婦町地区の個所、それぞれで1灯ずつの街路灯を改良するという事になってございます。付ける照明器具はLEDでいずれも同じものです。一つ単価は1万9500円のものでございまして、工事費がそれぞれ異なっております。太陽地区におきましては、ポール、柱から設営しなければならない、取り替えなければならないということで、その分がかさんでいるということと、太陽地区、どうしても運搬費がかかるということで、節婦町地区に比べると運搬費がかさんでございます。そういった違いがもろもろ出た結果が、このおよそ12万3千円と、6万4900円といった違いになってございますが、詳細を申し上げますと、照明灯は1万9500円で同様の金額なんですけど、工事費は、太陽地区はポールも含めた工事費として申し上げますが、工事費としては9万2500円。節婦町地区につきましては5万5400円となっております。太陽町地区の工事費の中には運搬費として1万1000円が入っていることを、御了承ください。以上です。

○議長(氏家良美君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、23ページから24ページ、2項徴税費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、25ページから26ページ、3項戸籍住民基本台帳費、予算説明資料4ページから5ページ、ありませんか。

竹中議員。

○1番(竹中進一君) 1番、竹中です。戸籍住民台帳費のことについてお伺いいたします。説明資料によりますと、住民の利便性の向上と行政の合理化を図る。これはネットワーク化による利便性が向上するのではないかと思いますけど、直接住民サービスへの向上には、具体的につながるような事項はあるのでしょうか。

○議長(氏家良美君) 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長(谷藤聡君) 今回の改修ですが、6月2日に戸籍法が改正されて、戸籍

氏名のふりがな化が必須化となったことによる改修によるものです。この戸籍法改正の目的としては、名字や名前の読み仮名に法的な根拠を与えることによって、政府におけるシステム処理や検索を簡便化させることということで、主に行政の業務の効率化を図ることを目的としたものでございます。よって町民の利便性に、今回の改修につきましては、つながるものではありません。

○議長（氏家良美君） 竹中議員。

○1番（竹中進一君） 説明資料の目的の中には利便性の向上であるものですから、ちょっと期待したわけですけど、将来は、マイナンバーカードによって、全国どこのコンビニにおいてでも、住民票等を出すことができるようなことも期待されるのではないかと思いますけど、その辺のあたりの目途についてはいかがでしょうか。

○議長（氏家良美君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） 今回の一連の戸籍法の改正に伴いまして、来年の3月から他市町村に戸籍がある方、この方たちが新冠町内でも戸籍が取れるようになると、そういった利便性はあります。ただ、コンビニの交付につきましては、そのことは町で別に改修費用やらなければ、費用を用いなければコンビニ交付を行うことは出来ません。

○議長（氏家良美君） 竹中議員。

○1番（竹中進一君） 町外の方は近い将来、住民票等をマイナンバーカードによって取り出すことができる。しかし、町内の方が町内のコンビニで住民票をとろうと、時間外なんかでね、そういうときには何かやっぱり支障があるというような答弁でしたでしょうか。

○議長（氏家良美君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） コンビニ交付の業務につきましては、新たに実施すれば町の経費がかかるということで、費用対効果を考えると今のところ考えてないということでございます。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、27ページから28ページ、4項選挙費ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、29ページから30ページ、5項統計調査費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、31ページから38ページ、3款民生費、11項社会福祉費、予算説明資料は6ページから14ページ、ありませんか。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 2番、酒井です。このページ3か所あるんですが、まず1か所目の予算書の32ページ、5節子ども医療費給付費、説明資料が8ページになりますけれど

も、子ども医療費助成事業について伺います。これは令和3年度から令和5年度におきまして、説明資料におきましては、実績と計画値が載っているわけでありまして、令和3年度令和4年度に関してはさほど差がない状況であります。ただ、令和5年度におきましては154万2千円の増と、増の見込みというふうに記載がありますけれども、これについて、例えばコロナであったり受診の関係は、どういうふうな形で増加の見込みとなっているのかについて説明を求めます。

○議長（氏家良美君） 島田保健福祉課長。

○保健福祉課長（島田和義君） 子ども医療費ですけれども、国保連合会、あるいは社会保険支払基金のほうから、町に対して福祉医療の請求が来ますけれども、その中身というのは医療費のみでございますので、なぜ増えたかという要因を特定することは難しいんですけれども、傾向といたしましては、コロナ禍における受診控えが少しずつ緩和してきているのではないかとというのが全国的な問題となっております。この中で当町では、令和4年度の10月までの実績に対し本年度10月までの実績については、1割、116%ですかその割合で増えております。増えているのは外来、それに伴う調剤が増えているという状況です。特定の理由については分からないということで御理解いただきたいんですが、よろしく願いいたします。

○議長（氏家良美君） 酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 続きまして、あと2つありますので、予算書の34ページ、12節委託料、移送サービス事業委託料、説明資料におきましては11ページになります。説明資料のほうで申し上げたいと思うんですが、これ予算額については45万4千円になっております。この部分でいきますと補正の理由としまして、人件費の増、それから事業費の増と事務費の増ということで項目が書かれています。人件費の増については詳細な説明は要らないですが、ほかの、この2項目について、車両保険、任意保険が上がるということがちょっと想定しづらく、この場合の修繕との絡みがあるのではないかとというふうに認識いたしますが、その辺についての説明を求めます。

○議長（氏家良美君） 島田保健福祉課長。

○保健福祉課長（島田和義君） このたびの補正で45万4千円の増額を上げております。ここで資料に人件費、事業費、事務費と3つ載せておりますけれども、人件費の増については30万5千円。それから事業費の増ということで、消耗品については2万8千円。これは車両のオイル代等になります。車両燃料費5万2千円、これガソリン代です。車両修繕費、これは1万6千円なんですが、ドライブレコーダーが故障したということで、これの修繕をしております。それから事務費の増ということで車両任意保険料、これが5万1千円の増。5万1千円の増につきましては、利用者宅に送迎に行った際、利用者宅の玄関先にスロープがあったんですけれども、それに気づかず乗ってしまいまして、破損してしまいました。この費用の捻出に保険を使ったということで、保険料が上がって5万1千円ほど増加ということなんです。手数料2千円、これについては、振り込み手数料等になりま

す。

○議長（氏家良美君） 酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 詳細な説明で理解いたしました。続きまして、同じページの同ページの11、11節の住民税非課税世帯給付金事業について伺います。説明資料によりますと、10ページになります。11月27日付けで本党におきまして、緊急要望といたしまして、この非課税世帯の給付金事業の早期支給をということで要望いたしましたけれども、それについて詳細な流れについて説明を求めたいと思いますけれども、まずこの1点目が、基準日についてであります。また、2点目においては、早期に迅速にかつ正確にこの事業を進めなければならないというふうに考えておりますが、その後、要望書を提出したその後における給付事業の進捗状況について、スピード感を持って対応しているかについて答弁を求めます。

○議長（氏家良美君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） 本交付金事業に係る対象者の基準日につきまして、もともと6月に補正した本事業につきましては、6月1日が基準日だったということで、これが、国は12月1日に変更するという概要を示しております。今現在の進捗状況ということで、迅速に進める上での考え方ということで、実際に国のほうからまだ正式な通知が来てないので動けないんですけども、国からの基準日だとか、対象になる対象者の部分については示されて、内容が示されていますから、それに基づいて台帳を今整備しております。国の正式な通知が来た段階で、早急に案内が出せるような、今準備を取り進めている状況でございます。

○議長（氏家良美君） 酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 準備を進めているという状況でありますけれども、まだ国からの詳細なことがないというふうに思いますけれども、じゃ今実際支給の、支給できるタイミングとしては、大体でいいんですが、いつを想定しているのかについて町の見解を求めます。

○議長（氏家良美君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） 先ほども述べましたけども、国の正式な通知が来次第、早急にやりたいと思います。一応、早急に来たという想定で、12月の下旬にはですね、対象者に案内を出したいというふうに考えております。ただ、国の通知がいつになるのかっていうのが分からないので何とも言えない状況です。以上です。

○議長（氏家良美君） 酒井議員。

○2番（酒井益幸君） ちょっと質問を変えたいと思うんですけども、要するに事務事業として、国からの通知が来ていません。例えばその中にどういう問題があつて、国の方の通知以外にどのような対象数だとか、どのような事務事業の効率的ではない部分が、今回給付金事業としてあるのかについて伺いたいと思います。

○議長（氏家良美君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 繰り返しになりますけれども、国から、国も今はそれどころじゃないのかもしれませんが、国からの通知が来ない、来ない状況の中で、何が問題なのかということをお問われてもですね、それはお答えのしようがない。国の補正予算が成立したから、迅速に早く予算をつけて、事務を進める準備をしてほしいと。これが、国からおろされてきた内容であります。幸いなことに、本年度の予算で6月1日を基準日としたものがありますから、それをベースにしながら予算の確保をして、通知があったらすぐそれに取り組めるような準備をしようということで、今定例会に予算を提案させて頂いているということですので、その点、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、39ページから40ページ、2項児童福祉費、予算説明資料15ページ、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、41ページから44ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、予算説明資料16ページから18ページ、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、45ページから46ページ、3項水道費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、47ページから52ページ、5款農林水産業費、1項農業費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、53ページから54ページ、2項林業費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、55ページから56ページ、3項水産業費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、57ページから58ページ、6款商工費、1項商工費、予算説明資料19ページ、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、59ページから60ページ、7款土木費、1項道路橋梁費、予算説明資料20ページ、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、61ページから62ページ、2項河川費、予

算説明資料 21 ページ、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、63 ページから64 ページ、3 項住宅費、予算説明資料 22 ページ、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、65 ページから66 ページ、4 項下水道費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、67 ページから68 ページ、8 款消防費、1 項消防費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、69 ページから72 ページ、9 款教育費、1 項教育総務費、予算説明資料 23 ページから24 ページありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、73 ページから74 ページ、2 項小学校費、予算説明資料 25 ページ、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、75 ページから76 ページ、3 項中学校費、予算説明資料 26 ページ、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、77 ページから78 ページ、4 項認定こども園費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、79 ページから84 ページ、5 項社会教育費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、85 ページから86 ページ、6 項保健体育費、予算説明資料は27 ページ、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、87 ページから88 ページ、7 項学校給食費、予算説明資料 28 ページ、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、89 ページから90 ページ、11 款公債費、1 項公債費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、歳入に入ります。9 ページに戻ります。

歳入の質疑は款ごとに一括して行います。9 ページから 10 ページ、10 款地方交付税、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、同ページ、13 款使用料及び手数料、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、同ページ国庫支出金ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、同ページから 12 ページ、15 款道支出金、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、11 ページから 12 ページ、6 款財産収入ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、17 款寄附金、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、同ページ、18 款繰越金、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、11 ページから 14 ページ、20 款諸収入、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、同ページ、21 款町債、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、歳入歳出の全般にわたって質疑ありませんか。
酒井議員。

○2 番(酒井益幸君) 2 番、酒井です。先ほどちょっと質問をするのを過ぎてしまいました。歳出の部分の説明資料の 18 ページですね。空き家対策推進事業について伺いたいと思います。令和 5 年 3 月末で、町内の空き家は 174 件というふうに記載されております。そのうち、たしか C 判定の空き家は約 70 件ほどだというふうに思っておりますけれども、このたびの補正で、その危険空き家に対しての補正がなされます。これは所管委員会で説明を受けましたので、このことについての説明は求めませんが、今後ですね、このような空き家が増えていく可能性は十分考えられます。それに向けて町としては、この危険空き家に対する台帳の更新等について、所有者不明の空き家が増えている実態もあることも考え、どのような対応をとっているかについて伺います。

○議長(氏家良美君) 谷藤町民生活課長

○町民生活課長(谷藤聡君) どのような対応をとっているのかですね。取っているのか

ですけれども、その点につきましては、建物の謄本や課税状況、自治会や土地所有者等からの聞き取り把握で台帳整備これまでしてきました。所有者が不明の場合の物件や死亡後の空き家等については、追跡調査を行っていない状況にあります。

○議長（氏家良美君） 酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 追跡調査を今してないというわけであっておりますけれども、今後でも、このような空き家が懸念されるわけでありまして、例えば住民からの情報提供をいただくとか、利害関係者から情報提供を募るとか、そういった対応の方策については、どのような検討していますでしょうか。

○議長（氏家良美君） 山本副町長

○副町長（山本政嗣君） この事業をですね、やらなければいけなくなった、状況が生まれましてからですね、今、谷藤課長が申しあげましたように、住宅の存在自体のことについては、しっかりとした調査をして台帳化している。なんですけれども、一歩進んで相続関係なり、あるいは登記の変更の所有権の移転なりということが、しっかり登記簿上なされているのかどうなのか、あるいは、その相続がどういう形態の中で相続されているのかされてないのかというようなことまでは、やってなかった。これから、こういった代執行に近い形のケースがですね、出てくるということを想定したときに、一歩進んだ調査をしなければいけないというようなことが、新たな事例の発生から分かりましたので、その分については、横断的な協議体を持って内部でしっかり方針化をするということ、この予算化に合わせてですね、担当課に指示をしたところでもありますので、そういった議論、調査を含めてですね、改めて議会のほうにも現状報告するなり、あるいは今後の取り扱い方法について、協議させていただくなりということ、させていただきなければいけないというふうに考えております。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第62号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第63号、令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。
発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。
これより、議案第63号について採決を行います。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 議長（氏家良美君） 全員挙手であります。
よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。
日程第5、議案第64号、令和5年度新冠町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。
これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。
発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより議案第64号について採決を行います。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 議長（氏家良美君） 全員挙手であります。
よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。
日程第6、議案第65号、令和5年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算を
議題といたします。
これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。
発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第65号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第66号、令和5年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第66号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第67号、令和5年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 2番、酒井です。このたびの補正でありますけれども、サービス収入等々、歳入の6ページ7ページになりますけれども、かなり減額されております。所管委員会におきまして、恵寿荘における入所者職員のコロナウイルス感染症の報告がなされました。このたびの補正予算でありますけれども、この収入減に至った理由は、入所者の職員の対応について、その再発防止を含め、詳細な経過と説明の答弁を求めます。

○議長（氏家良美君） 竹内老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（竹内修君） お答えいたします。このたびの歳入の減額補正につきましては、10月までの実績に基づいての補正であります。4月から5月までの期間の間に、入所者の長期入院が多かったというのが主な理由でございます。それと、恵寿

荘によるコロナの集団感染についてお答えいたします。恵寿荘につきましては、昨年の12月にもクラスターが発生しておりまして、その際の経験を踏まえて対策を行ってまいりましたが、本年10月24日から11月3日までの間、入所者27名、職員11名が感染いたしました。発生から随時、静内保健所へ報告を行い現地指導を受けながら、拡大防止に努めてまいりましたが、ウイルスの感染力は以前より強く大規模な感染拡大となったことにつきましては、施設として多く受け止めております。再発防止につきましては、感染経緯の検証と業務の改善を現在行っておりまして、特に換気や手指消毒、手洗い等の感染対策の徹底と、ウイルスを持ち込まない持ち込ませないという意識を強くもって、再びこのような事態にならないよう、職員一丸となって運営してまいりたいと思っております。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第67号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第68号、令和5年度新冠町立国民健康保険診療事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第68号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 発委第4号

○議長（氏家良美君） 日程第10、発委第4号、新冠町議会議員の請負状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長浜議会運営委員会委員長。

○9番（長浜謙太郎君） 発議第4号、新冠町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

新冠町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、別紙のとおり定めようとするものです。

1ページをお開きください。本条例の制定理由は、地方自治法第92条の2において、これまで議員の兼業禁止規定により、当該市町村との請負は禁止されていましたが、同法が改正され請負対価の総額が300万円を超えないものは、規制の対象外とされたことから、本条例を制定し議員の請負に関する規制の明確化を図るものであります。

条例内容を説明します。第1条は目的で、議員が長に対し請負をする者またはその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とするものです。第2条は報告に関する条項で、毎年6月1日から30日の間に、6月30日の属する会計年度の前会計年度における新冠町に対する請負について、議長に報告しなければならない等を規定します。次に、第3条は、報告の一覧の作成と公表を規定し、第4条は、その報告等の保存及び閲覧等について規定します。最後に、第5条は、委任として、本条例の施行に関し必要な事項は議長が定めるとしています。附則として、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から始まる会計年度における請負から適用します。

以上が、発議第4号、新冠町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての内容でございます。御審議をいただき提案どおり決定くださいますよう、お願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発議第4号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより発議第4号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 会議案第16号～日程第13 会議案第18号

○議長(氏家良美君) 日程第11、会議案第16号、日程第12、会議案第17号、日程第13、会議案第18号、閉会中の継続調査について、以上3件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会並びに国民健康保険診療所改築調査特別委員会の各委員長から、所管事務調査等について、会議規則第75条の規定により、御手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) 異議なしと認めます。

よって、会議案第16号、会議案第17号並びに会議案第18号は、各委員長からの申出のとおり、継続調査することに決定いたしました。

ただいま町長から、議案第69号、令和5年度新冠町一般会計補正予算が追加提出されました。

お諮りいたします。申出のありました議案を日程に追加し議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) 異議なしと認めます。

よって、議案第69号を追加日程第1として取り扱うことに決定いたしました。

議案配付のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時53分

再開 午後1時55分

○議長(氏家良美君) 会議を再開いたします。

◎追加日程第1 議案第69号

○議長(氏家良美君) 追加日程第1、議案第69号、令和5年度新冠町一般会計補正予

算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第69号、令和5年度新冠町一般会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

1ページをお開き願います。このたびは5回目の補正となります。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5095万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億4239万円にしようとするものです。

はじめに、繰越し明許費の説明をいたしますので3ページをお開き願います。第2表、繰越し明許費の補正は、今回は追加でございます。9款教育費、2項小学校費、空調設備設置事業3067万9千円及び3項中学校費1804万円は、国の補正予算による交付金及び補正予算債を活用し、新冠小学校及び中学校における暑さ対策として、エアコンを各室に設置整備するものですが、年度内の完了が見込めないことから、事業費全額を繰り越すものでございます。

次に、地方債の補正について説明いたしますので4ページを御覧ください。第3表地方債の補正は、追加でございます。起債の目的、新冠小中学校大規模改修事業、限度額3240万円。起債の方法、利率、起債の償還の方法は記載のとおりです。本事業は、先の繰越し明許費の補正で説明いたしました、学校におけるエアコン設置整備に係る起債で、事業費から交付金を除いた金額に対して、充当率100%交付税措置50%と、事業を推進する上で有利なものとなっております。

次に、事業事項別明細書の歳出から説明いたしますので、10ページから11ページをお開き願います。6款商工費、1項商工費、2目観光費223万4千円の追加は、10節需用費で、いずれも新冠温泉の設備修繕に係るものです。かけ湯浴槽等大型サーモ交換修繕は、洋風和風風呂のかけ湯たせるとの配管混合線の交換。機械室オイルポンプ交換修繕は、ボイラーに燃料を送油するオイルポンプ2基の交換。新館、機械室、給水加圧ポンプ交換修繕は、新館床暖房への温水給水加圧ポンプの交換。新館空調設備、室外機部品交換修繕は、客室暖房にかかる空調室外機部品を交換するものです。これらについては、次年度以降計画的に修繕を検定、検討していたものでございますけども、11月下旬から12月上旬にかけて、立て続けに不具合が発生したもので、利用者に直接影響を及ぼすものであるため、早急に対応が必要であると判断し、本補正予算を提案しているものでございます。詳細は説明資料1ページのとおりとなっております。

次に12ページから13ページをお開き願います。9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費3067万9千円の追加は、14節工事請負費で、新冠小学校の保健室はじめ、19室、19台のエアコンを設置整備するもので、詳細は説明資料2ページのとおりです。14ページから15ページに移ります。3項中学校費、1目学校管理費1804万円の追加は、14節工事請負費で、中学校の保健室はじめ11室に、11台のエアコンを設置整

備するものです。これらの整備につきましては小中学校ともに、令和6年度当初予算において計上を予定しておりましたが、今般、国の補正予算において財源措置がなされ、従前の交付金に加えて、補正予算債の発行が可能となり、借入れ額の50%は交付税措置となることから、予算ベースで約890万円、一般財源を圧縮できる財政的なメリットがあることから、前倒して実施するものです。また、補助事業採択後、できるだけ速やかに事業着手し来夏の暑さ対策につなげたく、本補正予算を提案しているものです。

次に、歳入について説明いたしますので、8ページから9ページをお開き願います。14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金1623万9千円の追加は、小中学校におけるエアコン設置整備に対するもの。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金231万4千の追加は、前年度繰越金を財源として予算化するものです。21款町債、1目1項町債、9目教育債3240万円の追加は、4ページの地方債の補正で説明したとおりでございます。

以上が、議案第69号、令和5年度新冠町一般会計補正予算についての提案理由です。御審議を賜り原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第69号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

中川議員。

○8番（中川信幸君） 8番、中川です。温泉のこのボイラーの関係ちょっと聞きたいんですけど、これを修繕しておく、当面は大丈夫だという考え方でよろしいのか。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 今把握している中では当面大丈夫だというふうに言い切れると思っております。ただ、いかんいかんせん相当年数の経った建物でございますので、逐次、高い注意力を持って管理してるところなんですけど、突発的なことがどうしても起こり得る環境にあるものですから、その都度、議会のほうへは相談させていただきたいというふうには考えてございます。よろしく願いいたします。

○議長（氏家良美君） 酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 2番、酒井です。このたび小学校中学校における空調設備設置工事ということで、予算措置をするわけでありませうけれども、当初予算において。これ第3回定例会では、町長の答弁で、前向きな答弁ではなく控えめな答弁だったというふうに思いますが、スピード感を持って、このたび対応していただいたということは大変ありがたいというふうに思います。その心境というかこのスピード感の持った対応について、どう変化したのかについて答弁をお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） お答えします。そのときそのときの状況によって判断をしなければならぬということは、これは首長の務めですので、今の状況がそういうよきに好転し

たこともありますし、私は常に思っていることは、子どもたちに、一刻も早い生活環境で整備してあげたいということは常に思っているところではございます。ただ状況によっては財政的な問題もありますし、その都度議会とも協議させていただきながら、進めていくつもりでありますし、今後そうしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（氏家良美君） ほかに歳入歳出をとおして、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

○議長（氏家良美君） 討論を終結いたします。

これより、議案第69号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎町長あいさつ

○議長（氏家良美君） これをもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、鳴海町長から挨拶したい旨の申出がありますので、これを許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本年最後となる第4回定例会の閉会にあたり、一言申し述べさせていただきます。

今定例会に提出いたしました全ての案件につきまして、慎重審議の上、ご決定を賜りましたこと、また、令和4年度一般会計を始め、各特別会計の決算につきまして、認定を賜りましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、今年一年を振り返りますと、国外では、ロシア軍によるウクライナへの軍事侵攻が未だ収束を見ていないこと、さらには、パレスチナ自治区ガサにおけるイスラム組織ハマスとイスラエルの戦闘が始まり、罪のない多くの民間人が犠牲になっていることに憤りを感じるものであり、国連総会において「人道的な即時停戦」を求める議決案が採決となりましたが、これが実効性のあるものになることを願うばかりです。

国内に目を向けて見ますと、事件事故は絶えないわけですが、多くの人命を奪うような甚大な自然災害が無かったことは何よりだったと思う一方、今夏は記録的な猛暑となり、とにかく暑い日が続き、町民の皆さんも大変なおもいをされたものと推察いたすところであります。また、全国各地で熊の出没が相次ぎ、死傷する被害が過去最多であったところであり、当町においても例年をはるかに超える出没情報と、その対応に追われるとともに、捕獲頭

数も大きく増加しましたが、幸いにして人身被害がなかったことが何よりでありました。

また、昨年から続く原油価格の高騰と円安の影響により、燃料や電気料金、食料品価格等の物価高騰により、町民の暮らしや多くの業種が影響を受け、家計や事業経営は厳しい状況が続いております。そういった中ではありますが、新型コロナが5月からインフルエンザと同じ5類へ引下げとなり、国内旅行の活発化や外国人観光客の回復など、長らく停滞しておりました観光業や飲食業も息を吹き返しております。

一方、町内に目を向けて見ますと、当町においても、ふるさとまつりを始め、各種の事業や行事なども再開され、コロナ禍前の新冠を取り戻しつつありますが、新型コロナが収束したものではなく、現在も一定程度は発症しておりますので、個人における感染症予防など、よろしくお願ひしたいと思います。

当町を支える第一次産業においては、基幹産業の軽種馬にあつては、昨年に引き続き北海道市場の取引が好調を維持していること、基幹作目のピーマンも新規就農2戸の増加や販売単価の上昇などにより、過去最高の販売金額となり安堵しているところであります。

一方で、漁業においては、最も漁獲金額の高い秋サケが近年は不漁が続いておりますが、今年は猛暑による影響も加わり、さらに大きな不漁となりました。また、その他の作目などにおいても、燃料費や飼料代の高騰により厳しい経営を強いられております。取り巻く環境は厳しいものがありますが、関係機関と連携して、それぞれの振興を図らなければならないと考えております。

将来の国づくり、町づくりを担う新冠の子どもたちが、様々な分野において、全国大会や全道大会に出場し活躍していることや、中学校における「ふるさと学習、町づくりへの提案」などの取り組みなどを見ますと、子どもたちから元気を与えられ、また、頼もしさを強く実感しており、より一層の健やかな成長を願わずにはられません。

町づくりを推進するにあたっては、さまざまな課題や問題がありますが、真摯に向き合い、職員と一丸となり、議会、そして町民各位のご理解とご協力を賜わり、私が目指す「思いやりと笑顔にあふれた新冠」の実現に取り組んで参りますので、よろしくお願ひ申し上げます。

最後になりましたが、本年も残すところ僅かとなりました。議員各位におかれましては、ご家族お揃いで希望に満ちた新年を迎えられますよう、心からご祈念を申し上げ、年末のご挨拶とさせていただきます。1年間、本当にありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（氏家良美君） 第4回定例会の閉会にあたり、私からも一言ご挨拶申し述べさせていただきます。

本年も残すところ2週間余りとなりました。特に緊急の案件がない限り、本日をもって納めの議会となります。

当町の町政は、町民各位の御理解と御協力により行政課題を克服しながら、本年もまち

づくりを積極的に進めさせていただきましたことに、深く感謝いたします。この1年を振り返りますと、産業においては、ピーマン、軽種馬生産などにおいて好調が続き、町の動向については、ふるさと祭りが4年ぶりに開催され大盛況であり、活気を取り戻しました。また、新冠野球スポーツ少年団が2つの全道大会に出場されたことをはじめ、児童生徒の活躍が光明るい話題が多かったように思います。元明石市長の泉房穂氏は、「全ての子どもたちを、町のみんなで本気で応援すれば、町のみんなが幸せになる」と言っております。私も同じ思いであります。小学校統合においても同様の思いで進められており大変心強く感じています。

一方で、外的要因による物価高騰により町民生活にも強い向かい風が増えています。さらには、当町においても診療所改築を延期する決断をした大きな要因となりました。今後も厳しい情勢が続くと思われませんが、職員の皆様におきましては、「思いやりと笑顔あふれるレ・コードなまち新冠」の実現のため、地域課題を的確に分析しながら将来を予見する取組が強く求められています。私たち11人の議員も、本年5月から新たな構成のもと議会活動を始めておりますが、課せられた責任と町民の負託にこたえるべく、議員としての資質をさらに高め、議会人として一層の努力をしまいたいと存じます。

最後になりましたが、町民各位の御健勝と御多幸を御祈念申し上げ、閉会に際しての挨拶といたします。

◎閉会の議決

○議長（氏家良美君） お諮りいたします。

本定例会に付された事件は全て終了いたしました。会議規則第7条の規定により、令和5年第4回新冠町議会定例会を本日で閉会いたしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 御異議ないものと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉議宣告

○議長（氏家良美君） これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（氏家良美君） これをもって、令和5年第4回新冠町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

（午後2時14分 閉会）